

露天土地利用の管理施設建築の基準を新設しました

2020年(令和2年)3月2日
明石市都市局開発審査課

明石市では、市街化調整区域における建設事業者、収集運搬事業者の方々が使用する資材置場、駐車場の**管理施設**の建築に関する基準を新たに定め、以下のとおり運用を開始します。基準に合致する建築物を計画される場合は、事前にご相談下さい。

なお、市街化調整区域では、事務所や倉庫の建築はできませんのでご注意ください。

1 基準の概要

(1) 対象の露天土地利用

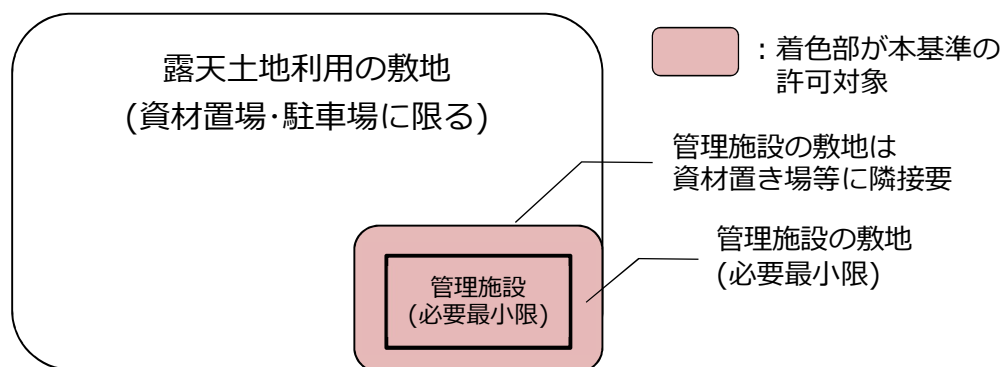
資材置場及び駐車場（以下「資材置場等」という。）

(2) 対象の事業者

- ・建設業の許可を取得している建設事業者
- ・廃掃法の許可を取得している収集運搬事業者

(3) 管理施設の要件

- ・敷地：資材置場等に隣接した必要最小限の広さ
- ・用途：資材置場等の管理のために使用するもの（宿泊、販売は不可）
- ・規模：必要最小限（延床面積 15 m²以下、高さ 3 m以下）
- ・許可範囲：管理施設及びその敷地



2 許可対象と考えられるものの例示

- ・パッカー車駐車場における従業員の着替えのため建物
(本支店等事務所の併設は不可)
- ・足場材や重機置場におけるそれらのメンテナンス用工具保管用建物
(セメント袋等を保管するための倉庫は不可)

3 施行日

2020年(令和2年)3月9日

4 問い合わせ先

明石市都市局住宅・建築室開発審査課 (Tel078-918-5087(直通))